

都市型公設事務所を活用した弁護士任官推進事業の試行に関する規則

(平成二十九年二月十七日規則第七十八号)

(目的)

第一条 この規則は、判事又は判事補として任官することを希望する弁護士を採用し、一定期間執務させて支援することを目的の一つとして弁護士会又は弁護士会連合会の規程等に基づき設置され、かつ、その運営に関して弁護士会又は弁護士会連合会から指導及び支援を受ける法律事務所を設置する弁護士法人（以下「都市型公設事務所」という。）を活用した弁護士任官推進事業の試行に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 支援対象弁護士 弁護士任官を希望し、かつ、第四条第一項の規定により本会の指定を受けた弁護士
- 二 任官支援都市型公設事務所 次条第三項の任官支援都市型公設事務所名簿に登録された都市型公設事務所

(任官支援都市型公設事務所名簿への登録等)

第三条 本会は、任官支援都市型公設事務所を募集する。

2 任官支援都市型公設事務所の募集に応募しようとする都市型公設事務所は、本会に所定の任官支援都市型公設事務所応募申込書及び本会が指定する書類を提出しなければならない。

3 本会は、任官支援都市型公設事務所応募申込書が提出され、審査の上相当と認めるときは、当該都市型公設事務所を任官支援都市型公設事務所名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

4 本会は、任官支援都市型公設事務所に係る情報を、本会のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知する。

5 本会は、任官支援都市型公設事務所から登録取消しの申出があったとき、又は相当と認めるときは、当該任官支援都市型公設事務所を名簿から削除する。

(支援対象弁護士の指定、任官支援都市型公設事務所の選定等)

第四条 本会は、判事又は判事補として任官することを希望する弁護士又は司法修習生からの申出がなされた場合であつて、学識、識見等判事又は判事補に任官す

るための資質その他支援対象者としての適格性を審査して、適任と認めるときは、当該申出をした弁護士又は司法修習生を支援対象弁護士に指定する。ただし、司法修習生からの申出にあつては、当該司法修習生が本会が定める期限までに弁護士登録をすることを条件とする。

2 本会は、支援対象弁護士の指定を行ったときは、当該支援対象弁護士及び任官支援都市型公設事務所の意向及び事情等を考慮した上で、速やかに当該支援対象弁護士を採用する任官支援都市型公設事務所を選定する。

3 前項の規定により選定を受けた任官支援都市型公設事務所は、当該支援対象弁護士を採用しなければならない。

4 本会は、支援対象弁護士から指定の取消しの申出があつたとき、又は相当と認めるときは、当該支援対象弁護士についてその指定を取り消すものとする。

(任官予定時期等)

第五条 任官支援都市型公設事務所は、支援対象弁護士の採用に当たつて、本会及び支援対象弁護士との間で、当該支援対象弁護士が判事又は判事補として任官する予定時期（以下「任官予定時期」という。）、支援対象弁護士に支給する給与又は保障する所得の額等の執務条件その他必要な事項を定めた契約を締結しなければならない。

2 前項の契約の内容は、本会、任官支援都市型公設事務所及び支援対象弁護士の合意により変更することができる。

(支援対象弁護士への支援等)

第六条 任官支援都市型公設事務所は、支援対象弁護士が、公設事務所（弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）第三章に規定する公設事務所をいう。）に赴任し、又は日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士若しくは任期付公務員に就任することを推奨し、支援する。

2 任官支援都市型公設事務所は、支援対象弁護士が民事調停官又は家事調停官に就任することを推奨し、支援する。

3 支援対象弁護士は、その指定を受けている間、会長の委嘱により、弁護士任官等推進センターの委員又は幹事に就任する。

(任官支援補助金の給付)

第七条 本会は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、任官支援都市型公設事務所に対し、その申請により、任官支援補助金として、支援対象弁護士一人当たり百万円を給付する。

- 一 支援対象弁護士が判事又は判事補として任官するまで、通算二年以上にわたり支援対象弁護士を執務させる旨約していること。
- 二 支援対象弁護士を執務させる間、支援対象弁護士一人当たり年間四百五十万円以上の賃金を支給し、又はその所得を保障する旨約していること。
- 2 任官支援補助金の給付の申請は、支援対象弁護士がその任官支援都市型公設事務所に所属している期間内に行わなければならない。
- 3 任官支援補助金は、同一の支援対象弁護士に対する同一の期間について、別に規則で定める新人弁護士等養成事務所養成支援補助金又はスタッフ弁護士養成費用援助金と重ねて給付を受けることができない。
- 4 新人弁護士等養成事務所養成支援補助金又はスタッフ弁護士養成費用援助金の対象となる養成期間（以下「養成期間」という。）とこの規則による任官支援都市型公設事務所における執務期間が重なる場合は、養成期間を除いた期間について、第一項に規定する要件を満たしたときに、任官支援補助金を給付する。この場合において、給付の時期は、支援対象弁護士に係る養成期間が終了した後で、かつ、任官支援都市型公設事務所において執務を継続し、または再開することとなった時とする。

（事務所拡張支援補助金の給付）

第八条 本会は、任官支援都市型公設事務所が支援対象弁護士を採用し、又は採用することを予定している場合であつて、採用のため事務所の施設の改装、拡張若しくは移転をし、又は備品を購入するために出捐（以下この条及び次条において「拡張のための出捐」という。）をしたときは、その申請により、事務所拡張支援補助金を給付する。

2 前項の規定による事務所拡張支援補助金の額は、拡張のための出捐の実額を上限として本会が定める額とし、一つの事務所について、本会の一会計年度当たり、合計して二百万円を超えることができない。

3 第一項の事務所拡張支援補助金は、同時期になされた拡張のための出捐について、別に規則で定める新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金又はスタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金と重ねて給付を受けることができない。

（任官支援補助金及び事務所拡張支援補助金の返還）

第九条 本会は、次に掲げる事由が生じたときは、任官支援都市型公設事務所に対し、任官支援補助金及び事務所拡張支援補助金の返還を求めなければならない。この場合において、当該任官支援都市型公設事務所は、返還を求められた後直ちに返還に応じなければならない。

- 一 支援対象弁護士が、最高裁判所に対して、任官予定時期までに任官するための申出をしなかったとき、又は申出をしないことが確実となったとき。
- 二 支援対象弁護士又は任官支援都市型公設事務所（その社員である弁護士を含む。次号において同じ。）が給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。
- 三 任官支援都市型公設事務所が懲戒の処分（戒告を除く。）を受けたとき。
- 二 前項の規定にかかわらず、本会は、前項各号に掲げる事由が生じた場合において相当の理由があると認めるときは、任官支援都市型公設事務所の申請により、経理委員会の承認を得て、任官支援補助金又は事務所拡張支援補助金について、その返還を猶予し、又は全部若しくは一部の返還を免除することができる。
- 三 本会は、任官支援都市型公設事務所が支援対象弁護士の採用を予定して事務所拡張支援補助金の給付を受けたにもかかわらず、支援対象弁護士の採用に至らなかったときは、事務所拡張支援補助金の返還を求めなければならない。この場合において、当該任官支援都市型公設事務所は、返還を求められた後直ちに返還に応じなければならない。
- 四 前項の規定にかかわらず、本会は、相当と認めるときは、任官支援都市型公設事務所の申請により、当該事務所が名簿に登録している期間事務所拡張支援補助金の返還を猶予し、その後新たに支援対象弁護士を採用した場合にはその返還を免除することができる。

（報告）

- 第十条 本会は、任官支援都市型公設事務所に対し、支援対象弁護士に対する支援の状況について報告を求めることができる。この場合においては、任官支援都市型公設事務所は速やかにこれに応じて報告をしなければならない。
- 2 任官支援都市型公設事務所は、次に掲げる事由が生じたときは、本会に対して、直ちにその旨を報告しなければならない。
 - 一 選定に係る支援対象弁護士を採用しなかったとき。
 - 二 支援対象弁護士が当該任官支援都市型事務所の所属を離れることが判明したとき。
 - 三 所属を離れた支援対象弁護士を再度採用し所属させるとき。
 - 四 支援対象弁護士が、任官予定時期までに任官するための申出をしないことが確実となったとき。

（細則）

第十一条 会長は、この規則を実施するための手続その他必要な事項を細則で定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。
- 2 この規則は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの規則第四条第一項の規定による指定を受けた支援対象弁護士及び当該支援対象弁護士に係る選定を受けた任官支援都市型公設事務所に対する支援については、なお従前の例による。